

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/energy/mynumber_dokuji01.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の趣旨に基づく特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年十月青森県条例第五十四号)別表第一第六の項特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の趣旨に基づく特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 青森県教育委員会(以下「県教委」という。)は、 <u>県立特別支援学校への幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)</u> の就学を援助するため、保護者等に就学奨励費を支給する事業(以下「就学奨励事業」という。)を本要綱に基づき実施する。 第2条 就学奨励事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づき、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって、特別支援教育を普及することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱